

別表1

施設利用料金表案(R8.4.1)

A 介護福祉施設サービス

1 「ますだ」ハイソ(ユニット個室)

(単位:円)

基本単位数					加算単位数						単位数計					区分	食費	居住費	利用者負担額(日額)					利用者負担額(月額:30日として)						
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	日常生活継続支援Ⅱ	看護体制		夜勤職員配置	個別機能訓練	栄養マネジメント強化	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5				要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
						I口	II口																						上段(基本単位数+加算単位数) 中段(処遇改善単位数) 下段(1日単位数計)	
						①	②									③	④	⑤											⑥	
670	740	815	886	955	46	4	8	21	12	11	772	842	917	988	1,057	1割負担	300	880	2,060	2,140	2,225	2,306	2,385	61,800	64,200	66,750	69,180	71,550		
											108	118	128	138	148		390	880	2,150	2,230	2,315	2,396	2,475	64,500	66,900	69,450	71,880	74,250		
											650	1,370	2,900	2,980	3,065		3,146	3,225	87,000	89,400	91,950	94,380	96,750							
											1,360	1,370	3,610	3,690	3,775		3,856	3,935	108,300	110,700	113,250	115,680	118,050							
											1,445	2,066	4,391	4,471	4,556		4,637	4,716	131,730	134,130	136,680	139,110	141,480							
											880	960	1,045	1,126	1,205		1,445	2,066	5,271	5,431	5,601	5,763	5,921	158,130	162,930	168,030	172,890	177,630		
															1,445	2,066	6,151	6,391	6,646	6,889	7,126	184,530	191,730	199,380	206,670	213,780				

2 加算

区分	内容
①日常生活継続支援加算Ⅱ	日 ・算定日の属する月の前6か月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が4又は5の者の占める割合が70%以上であること。 ・介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すことに1以上であること。
②看護体制加算Ⅰ口	日 ・常勤の看護師を1名以上配置していること。
③看護体制加算Ⅱ口	日 ・基準を上回る看護職員を配置し、施設から医療機関等への24時間連絡体制が確保されていること。
④夜勤職員配置加算Ⅳ口	日 ・夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1名以上上回っていること。また、夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。
⑤個別機能訓練加算Ⅰ	日 ・常勤で専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、看護・介護職員等と共同して個別の個別機能訓練計画を作成・実施していること。
⑥栄養マネジメント強化加算	日 ・栄養ケアマネジメントを実施した上で、さらに入所者全員への丁寧な栄養ケアを実施し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上実施し、利用者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施し、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算。
⑦介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	日 ・所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)の14.0%を加算。

3 その他加算

区 分(日額)		1日負担額			内 容	
		1割負担	2割負担	3割負担		
⑧外泊時費用加算	日	246	492	738	・入所者が病院等へ入院又は居宅に外泊した場合、翌日から6日間(月をまたいだ場合は最長12日間)について加算。ただし、他の介護サービス費用は負担なし。	
⑨初期加算	日	30	60	90	・入所日から30日間、また30日間を超える入院後の再入所にも30日間加算。	
⑩看取り介護加算 I	前31日～45日前迄	日	72	144	216	・医師が医学的見解に基づき、回復の見込みがないと診断した者であること。 ・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。 ・看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下介護記録等に関する記録を活用して行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。 ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容に沿った取り組みであること。
	前4日～30日前迄	日	144	288	432	
	前日・前々日	日	680	1,360	2,040	
	死亡日	日	1,280	2,560	3,840	

区 分(月額)		1月又は1回負担額			内 容
		1割負担	2割負担	3割負担	
⑪科学的介護推進体制加算Ⅱ	月	50	100	150	LIFEへのデータ提出頻度について他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも3月に1回の見直しを実施。
⑫個別機能訓練加算Ⅱ	月	20	40	60	個別機能訓練加算Ⅰを算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚労省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。
⑬個別機能訓練加算Ⅲ	月	20	40	60	入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有していること。
⑭経口維持加算Ⅰ	月	400	800	1,200	・現に経口により食事を摂取する者であって、摂取機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士等が共同して食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事を進めるための計画を作成し、栄養管理を行った場合。
⑮経口維持加算Ⅱ	月	100	200	300	・協力歯科医療機関を定め、上記の食事の観察及び会議等に歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。(経口維持加算Ⅰの算定要)
⑯口腔衛生管理体制加算Ⅱ	月	110	220	330	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月2回以上実施し、その相談等に応じていると。また、口腔衛生に係る計画の内容等の情報を厚労省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。
⑰生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	月	100	200	300	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしていること。
⑱高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	月	10	20	30	・感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ・協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ・診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
⑲高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	月	5	10	15	・診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実施指導を受けていること。
⑳認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	月	120	240	360	・認知症チームケア推進加算(Ⅰ)の基準に適合し、認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対するチームを組んでいること。
㉑療養食加算	回	6	12	18	・医師の発行する食事箋に基づき、入所者の年齢、心身の状況によって適切な内容の療養食を提供した場合。(1日3食を限度で、1食を1回勘定)
㉒安全対策体制加算	回	20	40	60	・施設において外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に事故発生防止委員会を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に、入所時に1回限り加算。

4 介護保険給付対象外サービス

区 分		金 額	内 容	区 分	金 額
①理髪・美容	丸刈り	実費	毎月1回、理美容師の出張による理美容サービス(調髪、顔そり洗髪等)	⑥食費負担額(外来者も同じ)	朝食 395円 昼食 550円 夕食 500円 1日計 1,445円
	カット	実費			
	パーマ	実費			
②特別な食事		実費	提供する食事以外にご希望がある場合	⑦家族宿泊室利用料	一人一泊につき 1,000円(ハイツのみ) *利用は利用者対応に限る。
③預り金管理サービス(月額)		1,000円	金銭の管理が困難な場合に、利用者又は家族の希望により利用可(手続要)	⑧コピー代	1枚につき白黒10円、カラープリント20円、カラーコピー30円
④入院外泊中の居住費	ユニット型個室	2,066円	入院・外泊期間中に、居室が当該利用者用に確保されている場合に、1日当り左記負担あり。ただし、「居室使用に係る同意確認書」提出者は負担なし	⑨電話料金	固定電話3分 10円 携帯電話1分 20円
				⑩日用品・嗜好品	実費
				⑪口腔ケア用品	実費
⑤予防接種費用		実費	インフルエンザの予防接種費用(同意者のみ)	⑫本人専用器具	実費(車椅子、ポータブルトイレ等)
				⑬オムツ代(入院時)	実費(ハイツ又は宝寿苑入所中に提供するものは無料)
				⑭その他	実費(医療費、本人希望による洗濯代等)